

随意契約発注管理簿（地方自治法施行令第167条の2第1項第1号による契約）

（様式2）

令和8年5月分

総務部 総務課

契約日	契約内容（業務名称・物品名等）	契約相手方	契約金額 （税込）	見積徴取者 2者以上	財務規則第113条第1項ただし 書の適用号数（第○号適用）
5月25日	公用車車検整備	松尾自動車商会	¥116,424		第3号適用
5月26日	公用車車検整備	(有)森下自動車	¥80,685		第3号適用
5月29日	公用車車検整備	(株)マックスオート	¥55,300		第3号適用

※「一定額未満随契」（総額が10万円未満の契約をするとき。物品の購入及び物品の修繕については、総額が5万円未満の契約をするとき）及び総務課にて単価契約している物品については、本票の記入は不要。
※見積徴取者が1者のみのときは、適用した阪南市財務規則第113条第1項のただし書の号数（1号・・・相手方を特定せざるを得ないとき。2号・・・緊急を要するとき。3号・・・市長が認めたとき。）を右欄に記入すること。

随意契約発注管理簿（地方自治法施行令第167条の2第1項第1号による契約）

（様式2）

令和8年5月分

総務部 秘書人事課

契約日	契約内容（業務名称・物品名等）	契約相手方	契約金額 （税込）	見積徴取者 2者以上	財務規則第113条第1項ただし書の適用号数（第○号適用）
5月1日	人事評価制度に係る研修業務委託	株式会社イヴレス	¥232,960	○	
5月1日	人材育成基本方針に係る研修業務委託	株式会社Plan-B	¥480,000		第1号適用

※「一定額未満随契」（総額が10万円未満の契約をするとき。物品の購入及び物品の修繕については、総額が5万円未満の契約をするとき）及び総務課にて単価契約している物品については、本票の記入は不要。
※見積徴取者が1者のみのときは、適用した阪南市財務規則第113条第1項のただし書の号数（1号・・・相手方を特定せざるを得ないとき。2号・・・緊急を要するとき。3号・・・市長が認めたとき。）を右欄に記入すること。

随意契約発注管理簿（地方自治法施行令第167条の2第1項第1号による契約）

（様式2）

令和8年5月

総務部 危機管理課

契約日	契約内容（業務名称・物品名等）	契約相手方	契約金額 （税込）	見積徴取者 2者以上	財務規則第113条第1項ただし 書の適用号数（第○号適用）
5月8日	阪南市防災コミュニティセンター消火器取替業務	有限会社阪南防災	¥154,000	○	
5月12日	消防用ホース	有限会社阪南防災	¥831,600	○	
5月13日	デジタル防災行政無線屋外受信局バッテリー取替え （鳥取中住民センター）	システムアシスト株式会社 南大阪支店	¥82,500		第1号適用
5月13日	デジタル防災行政無線屋外受信局バッテリー取替え （貝掛）	システムアシスト株式会社 南大阪支店	¥82,500		第1号適用
5月18日	消防用吸管	有限会社阪南防災	¥203,500		第2号適用
5月26日	阪南市消防団第2分団庫内冷暖房用エアコン撤去処分及び設置工事	川嶋電機商会	¥616,000	○	
5月20日	阪南市防災コミュニティセンター消防設備不良箇所改修	有限会社阪南防災	¥141,680		第3号適用

※「一定額未満随契」（総額が10万円未満の契約をするとき。物品の購入及び物品の修繕については、総額が5万円未満の契約をするとき）及び総務課にて単価契約している物品については、本票の記入は不要。
 ※見積徴取者が1者のみのときは、適用した阪南市財務規則第113条第1項のただし書の号数（1号・・・相手方を特定せざるを得ないとき。2号・・・緊急を要するとき。3号・・・市長が認めたとき。）を右欄に記入すること。

随意契約発注管理簿（地方自治法施行令第167条の2第1項第1号による契約）

(様式2)

令和8年5月分

総務部行財政構造改革推進室

契約日	契約内容（業務名称・物品名等）	契約相手方	契約金額 （税込）	見積徴取者 2者以上	財務規則第113条第1項ただし書の適用号数（第○号適用）
5月11日	阪南市テレワークシステム運用保守業務委託	株式会社南大阪電子計算センター	¥871,200		第1号適用
5月11日	イントラネットシステム出先機関ネットワーク機器保守業務委託	株式会社南大阪電子計算センター	¥192,720		第1号適用
5月11日	情報セキュリティ強化・二要素認証システム保守委託	株式会社南大阪電子計算センター	¥768,240		第1号適用
5月13日	二要素認証システムクライアントライセンス	株式会社南大阪電子計算センター	¥264,000	○	

※「一定額未満随契」（総額が10万円未満の契約をするとき。物品の購入及び物品の修繕については、総額が5万円未満の契約をするとき）及び総務課にて単価契約している物品については、本票の記入は不要。

※見積徴取者が1者のみのときは、適用した阪南市財務規則第113条第1項のただし書の号数（1号・・・相手方を特定せざるを得ないとき。2号・・・緊急を要するとき。3号・・・市長が認めたとき。）を右欄に記入すること。

随意契約発注管理簿（地方自治法施行令第167条の2第1項第1号による契約）

(様式2)

令和8年5月分

総務部 人権推進課

契約日	契約内容（業務名称・物品名等）	契約相手方	契約金額 (税込)	見積徴取者 2者以上	財務規則第113条第1項ただし書の適用号数(第○号適用)
		該当なし			

※「一定額未満随契」(総額が10万円未満の契約をするとき。物品の購入及び物品の修繕については、総額が5万円未満の契約をするとき)及び総務課にて単価契約している物品については、本票の記入は不要。

※見積徴取者が1者のみのときは、適用した阪南市財務規則第113条第1項のただし書の号数(1号・・・相手方を特定せざるを得ないとき。2号・・・緊急を要するとき。3号・・・市長が認めたとき。)を右欄に記入すること。

随意契約発注管理簿（地方自治法施行令第167条の2第1項第1号による契約）

（様式2）

令和 8年 5月分

未来創生部 企画課

契約日	契約内容（業務名称・物品名等）	契約相手方	契約金額 （税込）	見積徴取者 2者以上	財務規則第113条第1項ただし 書の適用号数（第○号適用）
	該当なし				

※「一定額未満随契」（総額が10万円未満の契約をするとき。物品の購入及び物品の修繕については、総額が5万円未満の契約をするとき）及び総務課にて単価契約している物品については、本票の記入は不要。
※見積徴取者が1者のみのときは、適用した阪南市財務規則第113条第1項のただし書の号数（1号・・・相手方を特定せざるを得ないとき。2号・・・緊急を要するとき。3号・・・市長が認めたとき。）を右欄に記入すること。

随意契約発注管理簿（地方自治法施行令第167条の2第1項第1号による契約）

（様式2）

令和 8年 5月分

未来創生部 市民共創課

契約日	契約内容（業務名称・物品名等）	契約相手方	契約金額 （税込）	見積徴取者 2者以上	財務規則第113条第1項ただし 書の適用号数（第○号適用）
	該当なし				

※「一定額未満随契」（総額が10万円未満の契約をするとき。物品の購入及び物品の修繕については、総額が5万円未満の契約をするとき）及び総務課にて単価契約している物品については、本票の記入は不要。
※見積徴取者が1者のみのときは、適用した阪南市財務規則第113条第1項のただし書の号数（1号・・・相手方を特定せざるを得ないとき。2号・・・緊急を要するとき。3号・・・市長が認めたとき。）を右欄に記入すること。

随意契約発注管理簿（地方自治法施行令第167条の2第1項第1号による契約）

(様式2)

令和 8 年 5 月分

未来創生 部 まちの活力創造 課

契約日	契約内容（業務名称・物品名等）	契約相手方	契約金額 （税込）	見積徴取者 2 者以上	財務規則第113条第1項ただし書の適用号数(第○号適用)
5月7日	阪南市ふるさと大使阪南魅力発信業務委託	一般社団法人阪南市観光協会	¥478,000		第1号適用
5月19日	ふるさとまちづくり応援寄附感謝事業用端末機器	有限会社奥井商会 阪南支店	¥922,988	○	

※「一定額未満随契」(総額が10万円未満の契約をするとき。物品の購入及び物品の修繕については、総額が5万円未満の契約をするとき)及び総務課にて単価契約している物品については、本票の記入は不要。

※見積徴取者が1者のみのときは、適用した阪南市財務規則第113条第1項のただし書の号数(1号・・・相手方を特定せざるを得ないとき。2号・・・緊急を要するとき。3号・・・市長が認めたとき。)を右欄に記入すること。

随意契約発注管理簿（地方自治法施行令第167条の2第1項第1号による契約）

（様式2）

令和 8年 5月分

未来創生部 ふるさと創生室

契約日	契約内容（業務名称・物品名等）	契約相手方	契約金額 （税込）	見積徴取者 2者以上	財務規則第113条第1項ただし 書の適用号数（第○号適用）
	該当なし				

※「一定額未満随契」（総額が10万円未満の契約をするとき。物品の購入及び物品の修繕については、総額が5万円未満の契約をするとき）及び総務課にて単価契約している物品については、本票の記入は不要。
※見積徴取者が1者のみのときは、適用した阪南市財務規則第113条第1項のただし書の号数（1号・・・相手方を特定せざるを得ないとき。2号・・・緊急を要するとき。3号・・・市長が認めたとき。）を右欄に記入すること。

随意契約発注管理簿（地方自治法施行令第167条の2第1項第1号による契約）

(様式2)

令和8年5.月分

市 民 部市 民 課

契約日	契約内容（業務名称・物品名等）	契約相手方	契約金額 （税込）	見積徴取者 2者以上	財務規則第113条第1項ただし 書の適用号数（第○号適用）
	該当なし				

※「一定額未満随契」(総額が10万円未満の契約をするとき。物品の購入及び物品の修繕については、総額が5万円未満の契約をするとき)及び総務課にて単価契約している物品については、本票の記入は不要。
※見積徴取者が1者のみのときは、適用した阪南市財務規則第113条第1項のただし書の号数(1号・・・相手方を特定せざるを得ないとき。2号・・・緊急を要するとき。3号・・・市長が認めたとき。)を右欄に記入すること。

随意契約発注管理簿（地方自治法施行令第167条の2第1項第1号による契約）

（様式2）

令和 8 年 5 月分

市民 部 生活環境 課

契約日	契約内容（業務名称・物品名等）	契約相手方	契約金額 （税込）	見積徴取者 2者以上	財務規則第113条第1項ただし 書の適用号数（第○号適用）
5月25日	防犯灯引込みポール及び中継ポール建替え工事業務委託	カミタ総合設備株式会社	¥256,300	○	

※「一定額未満随契」（総額が10万円未満の契約をするとき。物品の購入及び物品の修繕については、総額が5万円未満の契約をするとき）及び総務課にて単価契約している物品については、本票の記入は不要。
※見積徴取者が1者のみのときは、適用した阪南市財務規則第113条第1項のただし書の号数（1号・・・相手方を特定せざるを得ないとき。2号・・・緊急を要するとき。3号・・・市長が認めたとき。）を右欄に記入すること。

随意契約発注管理簿（地方自治法施行令第167条の2第1項第1号による契約）

(様式2)

令和8年5月分

市 民 部 税 務 課

契約日	契約内容（業務名称・物品名等）	契約相手方	契約金額 (税込)	見積徴取者 2者以上	財務規則第113条第1項ただし書の適用号数(第○号適用)
	該当なし				

※「一定額未満随契」(総額が10万円未満の契約をするとき。物品の購入及び物品の修繕については、総額が5万円未満の契約をするとき)及び総務課にて単価契約している物品については、本票の記入は不要。
※見積徴取者が1者のみのときは、適用した阪南市財務規則第113条第1項のただし書の号数(1号・・・相手方を特定せざるを得ないとき。2号・・・緊急を要するとき。3号・・・市長が認めたとき。)を右欄に記入すること。

随意契約発注管理簿（地方自治法施行令第167条の2第1項第1号による契約）

（様式2）

令和 8年 5月分

市 民 部 資 源 対 策 課

契約日	契約内容（業務名称・物品名等）	契約相手方	契約金額 （税込）	見積徴取者 2者以上	財務規則第113条第1項ただし書の適用号数（第○号適用）
5月22日	ドライブレコーダー	鳥取モータース㈱	¥143,220	○	

※「一定額未満随契」（総額が10万円未満の契約をするとき。物品の購入及び物品の修繕については、総額が5万円未満の契約をするとき）及び総務課にて単価契約している物品については、本票の記入は不要。
※見積徴取者が1者のみのときは、適用した阪南市財務規則第113条第1項のただし書の号数（1号・・・相手方を特定せざるを得ないとき。2号・・・緊急を要するとき。3号・・・市長が認めたとき。）を右欄に記入すること。

随意契約発注管理簿（地方自治法施行令第167条の2第1項第1号による契約）

（様式2）

令和 8年 5月分

健康福祉部 市民福祉課

契約日	契約内容（業務名称・物品名等）	契約相手方	契約金額 （税込）	見積徴取者 2者以上	財務規則第113条第1項ただし 書の適用号数（第○号適用）
	該当なし				

※「一定額未満随契」（総額が10万円未満の契約をするとき。物品の購入及び物品の修繕については、総額が5万円未満の契約をするとき）及び総務課にて単価契約している物品については、本票の記入は不要。
※見積徴取者が1者のみのときは、適用した阪南市財務規則第113条第1項のただし書の号数（1号・・・相手方を特定せざるを得ないとき。2号・・・緊急を要するとき。3号・・・市長が認めたとき。）を右欄に記入すること。

随意契約発注管理簿（地方自治法施行令第167条の2第1項第1号による契約）

（様式2）

令和 8年 5月分

健康福祉部 生活支援課

契約日	契約内容（業務名称・物品名等）	契約相手方	契約金額 （税込）	見積徴取者 2者以上	財務規則第113条第1項ただし 書の適用号数（第○号適用）
	該当なし				

※「一定額未満随契」（総額が10万円未満の契約をするとき。物品の購入及び物品の修繕については、総額が5万円未満の契約をするとき）及び総務課にて単価契約している物品については、本票の記入は不要。
※見積徴取者が1者のみのときは、適用した阪南市財務規則第113条第1項のただし書の号数（1号・・・相手方を特定せざるを得ないとき。2号・・・緊急を要するとき。3号・・・市長が認めたとき。）を右欄に記入すること。

随意契約発注管理簿（地方自治法施行令第167条の2第1項第1号による契約）

（様式2）

令和8年5月分

健康福祉部 介護保険課

契約日	契約内容（業務名称・物品名等）	契約相手方	契約金額 （税込）	見積徴取者 2者以上	財務規則第113条第1項ただし 書の適用号数（第○号適用）
	該当なし				

※「一定額未満随契」（総額が10万円未満の契約をするとき。物品の購入及び物品の修繕については、総額が5万円未満の契約をするとき）及び総務課にて単価契約している物品については、本票の記入は不要。
※見積徴取者が1者のみのときは、適用した阪南市財務規則第113条第1項のただし書の号数（1号・・・相手方を特定せざるを得ないとき。2号・・・緊急を要するとき。3号・・・市長が認めたとき。）を右欄に記入すること。

随意契約発注管理簿（地方自治法施行令第167条の2第1項第1号による契約）

（様式2）

令和 8 年 5 月分

健康福祉 部 保険年金 課

契約日	契約内容（業務名称・物品名等）	契約相手方	契約金額 （税込）	見積徴取者 2 者以上	財務規則第113条第1項ただし 書の適用号数（第○号適用）
	該当なし				

※「一定額未満随契」（総額が10万円未満の契約をするとき。物品の購入及び物品の修繕については、総額が5万円未満の契約をするとき）及び総務課にて単価契約している物品については、本票の記入は不要。
※見積徴取者が1者のみのときは、適用した阪南市財務規則第113条第1項のただし書の号数（1号・・・相手方を特定せざるを得ないとき。2号・・・緊急を要するとき。3号・・・市長が認めたとき。）を右欄に記入すること。

随意契約発注管理簿（地方自治法施行令第167条の2第1項第1号による契約）

(様式2)

令和8年5月分

健康福祉部 健康増進課

契約日	契約内容（業務名称・物品名等）	契約相手方	契約金額 （税込）	見積徴取者 2者以上	財務規則第113条第1項ただし書の適用号数（第○号適用）
5月8日	歯科用チェアー解体業務委託	株式会社トミヤ	¥105,600		第1号適用
5月25日	特定個人情報番号関連改正対応(109番)業務委託	株式会社南大阪電子計算センター	¥189,750		第1号適用

※「一定額未満随契」(総額が10万円未満の契約をするとき。物品の購入及び物品の修繕については、総額が5万円未満の契約をするとき)及び総務課にて単価契約している物品については、本票の記入は不要。

※見積徴取者が1者のみのときは、適用した阪南市財務規則第113条第1項のただし書の号数(1号・・・相手方を特定せざるを得ないとき。2号・・・緊急を要するとき。3号・・・市長が認めたとき。)を右欄に記入すること。

随意契約発注管理簿（地方自治法施行令第167条の2第1項第1号による契約）

(様式2)

令和8年5月分

こども未来部 こども政策課

契約日	契約内容（業務名称・物品名等）	契約相手方	契約金額 （税込）	見積徴取者 2者以上	財務規則第113条第1項ただし書の適用号数（第○号適用）
5月25日	ゴミブリ防除施工業務委託	(株)阪紀	¥143,000	○	
5月25日	石田保育所厨房天井吊エアコン取付及び既設配管等撤去工事	有限会社 ONO総合設備	¥1,485,000	○	

※「一定額未満随契」(総額が10万円未満の契約をするとき。物品の購入及び物品の修繕については、総額が5万円未満の契約をするとき)及び総務課にて単価契約している物品については、本票の記入は不要。

※見積徴取者が1者のみのときは、適用した阪南市財務規則第113条第1項のただし書の号数(1号・・・相手方を特定せざるを得ないとき。2号・・・緊急を要するとき。3号・・・市長が認めたとき。)を右欄に記入すること。

随意契約発注管理簿（地方自治法施行令第167条の2第1項第1号による契約）

（様式2）

令和 8 年 5 月分

こども未来部 こども支援課

契約日	契約内容（業務名称・物品名等）	契約相手方	契約金額 （税込）	見積徴取者 2者以上	財務規則第113条第1項ただし書の適用号数（第○号適用）
5月15日	阪南市家庭児童相談システム改修業務	シャープマーケティング株式会社	¥660,000		第1号適用

※「一定額未満随契」（総額が10万円未満の契約をするとき。物品の購入及び物品の修繕については、総額が5万円未満の契約をするとき）及び総務課にて単価契約している物品については、本票の記入は不要。

※見積徴取者が1者のみのときは、適用した阪南市財務規則第113条第1項のただし書の号数（1号・・・相手方を特定せざるを得ないとき。2号・・・緊急を要するとき。3号・・・市長が認めたとき。）を右欄に記入すること。

随意契約発注管理簿（地方自治法施行令第167条の2第1項第1号による契約）

(様式2)

令和8年5月分

都市整備部 都市整備課

契約日	契約内容（業務名称・物品名等）	契約相手方	契約金額 （税込）	見積徴取者 2者以上	財務規則第113条第1項ただし書の適用号数（第○号適用）
5月13日	鳥取東中学校浄化槽制御盤更新工事設計業務委託	株式会社中尾建築事務所 阪南支店	¥850,000		第3号適用
5月14日	ネットワーク対応ハードディスク及び外付け対応ハードディスク（物品購入）	株式会社阪南ビジネスマシン	¥78,100	○	
5月14日	デジタルカメラ及びSDHCカード（物品購入）	株式会社とぐち	¥55,000		第3号適用

※「一定額未満随契」（総額が10万円未満の契約をするとき。物品の購入及び物品の修繕については、総額が5万円未満の契約をするとき）及び総務課にて単価契約している物品については、本票の記入は不要。

※見積徴取者が1者のみのときは、適用した阪南市財務規則第113条第1項のただし書の号数（1号・・・相手方を特定せざるを得ないとき。2号・・・緊急を要するとき。3号・・・市長が認めたとき。）を右欄に記入すること。

随意契約発注管理簿（地方自治法施行令第167条の2第1項第1号による契約）

（様式2）

令和8年4月分

都市整備部 河川農水課

契約日	契約内容（業務名称・物品名等）	契約相手方	契約金額 （税込）	見積徴取者 2者以上	財務規則第113条第1項ただし 書の適用号数（第○号適用）
5月8日	住金団地法面倒木緊急伐採工事	(有)マエダ	¥177,100		第2号適用
5月21日	東鳥取6号線マンホール緊急補修工事	(株)庄司建設	¥158,400		第2号適用

※「一定額未満随契」（総額が10万円未満の契約をするとき。物品の購入及び物品の修繕については、総額が5万円未満の契約をするとき）及び総務課にて単価契約している物品については、本票の記入は不要。
※見積徴取者が1者のみのときは、適用した阪南市財務規則第113条第1項のただし書の号数（1号・・・相手方を特定せざるを得ないとき。2号・・・緊急を要するとき。3号・・・市長が認めたとき。）を右欄に記入すること。

随意契約発注管理簿（地方自治法施行令第167条の2第1項第1号による契約）

(様式2)

令和8年5月分

都市整備部 道路公園課

契約日	契約内容（業務名称・物品名等）	契約相手方	契約金額 （税込）	見積徴取者 2者以上	財務規則第113条第1項た だし書の適用号数（第○号適 用）
	該当なし				

※「一定額未満随契」（総額が10万円未満の契約をするとき。物品の購入及び物品の修繕については、総額が5万円未満の契約をするとき）及び総務課にて単価契約している物品については、本票の記入は不要。

※見積徴取者が1者のみのときは、適用した阪南市財務規則第113条第1項のただし書の号数（1号・・・相手方を特定せざるを得ないとき。2号・・・緊急を要するとき。3号・・・市長が認めたとき。）を右欄に記入すること。

随意契約発注管理簿（地方自治法施行令第167条の2第1項第1号による契約）

(様式2)

令和8年5月分

都市整備部 下水道課

契約日	契約内容(業務名称・物品名等)	契約相手方	契約金額 (税込)	見積徴取者 2者以上	財務規則第113条第1項ただし書の適用号数(第○号適用)
5月18日	最終汚水柵緊急取替工事(光陽台3丁目20-3)	池宮水道工業所合同会社	¥231,880		第2号適用
5月20日	公共汚水柵設置工事(下出789-2)	(有)山本水道	¥196,625		第1号適用

※「一定額未満随契」(総額が10万円未満の契約をするとき。物品の購入及び物品の修繕については、総額が5万円未満の契約をするとき)及び総務課にて単価契約している物品については、本票の記入は不要。

※見積徴取者が1者のみのときは、適用した阪南市財務規則第113条第1項のただし書の号数(1号・・・相手方を特定せざるを得ないとき。2号・・・緊急を要するとき。3号・・・市長が認めたとき。)を右欄に記入すること。

随意契約発注管理簿（地方自治法施行令第167条の2第1項第1号による契約）

（様式2）

令和 8年 5月分

会計課

契約日	契約内容（業務名称・物品名等）	契約相手方	契約金額 （税込）	見積徴取者 2者以上	財務規則第113条第1項ただし 書の適用号数（第○号適用）
	該当無し				

※「一定額未満随契」（総額が10万円未満の契約をするとき。物品の購入及び物品の修繕については、総額が5万円未満の契約をするとき）及び総務課にて単価契約している物品については、本票の記入は不要。
※見積徴取者が1者のみのときは、適用した阪南市財務規則第113条第1項のただし書の号数（1号・・・相手方を特定せざるを得ないとき。2号・・・緊急を要するとき。3号・・・市長が認めたとき。）を右欄に記入すること。

随意契約発注管理簿（地方自治法施行令第167条の2第1項第1号による契約）

(様式2)

令和 8 年 5 月分

議会事務局 庶務課

契約日	契約内容（業務名称・物品名等）	契約相手方	契約金額 （税込）	見積徴取者 2 者以上	財務規則第113条第1項ただし 書の適用号数（第○号適用）
	該当なし				

※「一定額未満随契」(総額が10万円未満の契約をするとき。物品の購入及び物品の修繕については、総額が5万円未満の契約をするとき)及び総務課にて単価契約している物品については、本票の記入は不要。
※見積徴取者が1者のみのときは、適用した阪南市財務規則第113条第1項のただし書の号数(1号・・・相手方を特定せざるを得ないとき。2号・・・緊急を要するとき。3号・・・市長が認めたとき。)を右欄に記入すること。

随意契約発注管理簿（地方自治法施行令第167条の2第1項第1号による契約）

(様式2)

令和 8 年 5 月分

行政委員会事務局

契約日	契約内容（業務名称・物品名等）	契約相手方	契約金額 (税込)	見積徴取者 2者以上	財務規則第113条第1項ただし書の適用号数(第○号適用)
	該当なし				

※「一定額未満随契」(総額が10万円未満の契約をするとき。物品の購入及び物品の修繕については、総額が5万円未満の契約をするとき)及び総務課にて単価契約している物品については、本票の記入は不要。
※見積徴取者が1者のみのときは、適用した阪南市財務規則第113条第1項のただし書の号数(1号・・・相手方を特定せざるを得ないとき。2号・・・緊急を要するとき。3号・・・市長が認めたとき。)を右欄に記入すること。

随意契約発注管理簿（地方自治法施行令第167条の2第1項第1号による契約）

（様式2）

令和8年5月分

農業委員会事務局

契約日	契約内容（業務名称・物品名等）	契約相手方	契約金額 （税込）	見積徴取者 2者以上	財務規則第113条第1項ただし 書の適用号数（第○号適用）
	該当なし				

※「一定額未満随契」（総額が10万円未満の契約をするとき。物品の購入及び物品の修繕については、総額が5万円未満の契約をするとき）及び総務課にて単価契約している物品については、本票の記入は不要。
※見積徴取者が1者のみのときは、適用した阪南市財務規則第113条第1項のただし書の号数（1号・・・相手方を特定せざるを得ないとき。2号・・・緊急を要するとき。3号・・・市長が認めたとき。）を右欄に記入すること。

随意契約発注管理簿（地方自治法施行令第167条の2第1項第1号による契約）

(様式2)

令和__8年__5月分

生涯学習部教育総務課

契約日	契約内容（業務名称・物品名等）	契約相手方	契約金額 （税込）	見積徴取者 2者以上	財務規則第113条第1項ただし書の適用号数（第○号適用）
5月1日	貝掛中学校3階教育支援室エアコン設置工事	有限会社ONO総合設備	¥1,419,000	○	
5月13日	鳥取東中学校2階支援学級エアコン工事	川嶋電機商会	¥755,000	○	
5月13日	朝日小学校職員室エアコン取替工事	川嶋電機商会	¥1,089,000	○	
5月14日	飯の峯中学校3階通級指導教室空調設置工事	株式会社ナミモト電気工業所	¥1,182,500	○	
5月20日	桃の木台小学校屋内消火栓呼水槽取替工事	株式会社ナミモト電気工業所	¥484,000	○	

※「一定額未満随契」(総額が10万円未満の契約をするとき。物品の購入及び物品の修繕については、総額が5万円未満の契約をするとき)及び総務課にて単価契約している物品については、本票の記入は不要。

※見積徴取者が1者のみのときは、適用した阪南市財務規則第113条第1項のただし書の号数(1号・・・相手方を特定せざるを得ないとき。2号・・・緊急を要するとき。3号・・・市長が認めたとき。)を右欄に記入すること。

随意契約発注管理簿（地方自治法施行令第167条の2第1項第1号による契約）

（様式2）

令和8年5月分

生涯学習部 学校給食センター

契約日	契約内容（業務名称・物品名等）	契約相手方	契約金額 （税込）	見積徴取者 2者以上	財務規則第113条第1項ただし 書の適用号数（第○号適用）
4月1日	ネズミ、ゴキブリ衛生害虫防疫施工業務委託	一般財団法人大阪防疫協会	¥497,200		第1号適用
4月1日	学校給食センター厨房機器保守点検業務委託	株式会社 アイホー	¥998,800		第1号適用
4月1日	自動ドア維持管理業務委託	ナブコドア株式会社	¥645,150		第1号適用

※「一定額未満随契」（総額が10万円未満の契約をするとき。物品の購入及び物品の修繕については、総額が5万円未満の契約をするとき）及び総務課にて単価契約している物品については、本票の記入は不要。
※見積徴取者が1者のみのときは、適用した阪南市財務規則第113条第1項のただし書の号数（1号・・・相手方を特定せざるを得ないとき。2号・・・緊急を要するとき。3号・・・市長が認めたとき。）を右欄に記入すること。

随意契約発注管理簿（地方自治法施行令第167条の2第1項第1号による契約）

(様式2)

令和 8 年 5 月分

生涯学習部 学校教育課

契約日	契約内容（業務名称・物品名等）	契約相手方	契約金額 (税込)	見積徴取者 2 者以上	財務規則第113条第1項ただし書の適用号数(第○号適用)
	該当なし				

※「一定額未満随契」(総額が10万円未満の契約をするとき。物品の購入及び物品の修繕については、総額が5万円未満の契約をするとき)及び総務課にて単価契約している物品については、本票の記入は不要。

※見積徴取者が1者のみのときは、適用した阪南市財務規則第113条第1項のただし書の号数(1号・・・相手方を特定せざるを得ないとき。2号・・・緊急を要するとき。3号・・・市長が認めたとき。)を右欄に記入すること。

随意契約発注管理簿（地方自治法施行令第167条の2第1項第1号による契約）

(様式2)

令和 8 年 5 月分

生涯学習 部 生涯学習推進 室

契約日	契約内容（業務名称・物品名等）	契約相手方	契約金額 （税込）	見積徴取者 2者以上	財務規則第113条第1項ただし書の適用号数（第○号適用）
5月7日	桑畑総合グラウンド管理棟和室空調機器更新工事	株式会社ナモト電気工業所	¥378,400	○	
5月27日	憩いの広場維持管理業務委託	ヤマサ造園土木株式会社	¥184,580	○	
5月27日	旧東鳥取幼稚園維持管理業務委託	ヤマサ造園土木株式会社	¥323,400	○	
5月28日	下荘コミュニティセンター予定地維持管理業務	ヤマサ造園土木株式会社	¥253,000	○	

※「一定額未満随契」（総額が10万円未満の契約をするとき。物品の購入及び物品の修繕については、総額が5万円未満の契約をするとき）及び総務課にて単価契約している物品については、本票の記入は不要。

※見積徴取者が1者のみのときは、適用した阪南市財務規則第113条第1項のただし書の号数（1号・・・相手方を特定せざるを得ないとき。2号・・・緊急を要するとき。3号・・・市長が認めたとき。）を右欄に記入すること。

随意契約発注管理簿（地方自治法施行令第167条の2第1項第1号による契約）

（様式2）

令和8年 5月分

生涯学習部 中央公民館

契約日	契約内容（業務名称・物品名等）	契約相手方	契約金額 （税込）	見積徴取者 2者以上	財務規則第113条第1項ただし 書の適用号数（第○号適用）
4月1日	消防用設備等点検業務委託	(有)阪南防災	¥286,000		第2号適用
4月1日	西鳥取公民館舞台吊物機構保守点検業務	三精工事サービス(株)	¥264,000		第2号適用
4月1日	西鳥取公民館合併処理浄化槽清掃抜取業務	(有)南工業所	¥924,000		第2号適用
4月1日	西鳥取公民館合併処理浄化槽保守点検業務	(有)南工業所	¥847,000		第2号適用
4月1日	電動式椅子付移動観覧席保守点検業務	KSS(株)	¥250,800		第2号適用
4月1日	多目的ホール照明設備保守管理業務	東芝ライテック(株)	¥294,800		第2号適用

※「一定額未満随契」（総額が10万円未満の契約をするとき。物品の購入及び物品の修繕については、総額が5万円未満の契約をするとき）及び総務課にて単価契約している物品については、本票の記入は不要。
※見積徴取者が1者のみのときは、適用した阪南市財務規則第113条第1項のただし書の号数（1号・・・相手方を特定せざるを得ないとき。2号・・・緊急を要するとき。3号・・・市長が認めたとき。）を右欄に記入すること。